様式第２号（第４条関係）

南町自由広場使用貸借契約書

水戸市と使用者（　　　　　　　　）とは，次の条項により，水戸市が管理する南町自由広場（以下「広場」という。）について，使用貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第１条　水戸市は，使用者に対し，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げる内容で広場を貸し付けるものとし，使用者は，これを借り受けるものとする。

(1) 対象物件　南町自由広場

(2) 使用目的　南町自由広場使用貸借契約申込書（添付書類）記載のとおり

(3) 使用期間　　　　年　月　日から　　　年　月　日まで

　(4) 使用時間　　　　時から　　　時まで

(5) 使用料等　無償

（善管注意義務）

第２条　使用者は，広場を使用するに当たり，適正な維持管理に当たらなければならない。

　（使用者の責務）

第３条　使用者は，周辺地区に対する事前周知の方法及び当日の実施の方法等について水戸市から指示がある場合には，これを遵守しなければならない。

２　使用者は，広場の使用に当たり，近隣の住民等から意見等があった場合には，誠意をもってこれに対応しなければならない。

３　使用者は，来客を，中心市街地を回遊させるなど，中心市街地のにぎわいの創出に資するよう努めるものとする。

　（禁止事項）

第４条　使用者は，広場の使用に当たり，次の各号に掲げる行為は行ってはならない。

(1) 公の秩序を乱し，又は善良な風俗を害する恐れがあること。

(2) 付近の交通に支障をきたし，又は通行人等に危害が及ぶ恐れがあること。

(3) 付近の住民の生活又は店舗の経営に支障をきたす恐れがあること。

(4) 施設又は設備を損傷し，又は汚損すること。

(5) 芝を採取し，損傷し，又は汚損すること。

(6) 土地の形質を変更すること。

(7) 水戸市のイメージを損なうこと。

　(8) 政治活動，宗教活動又は反社会的活動に該当すると判断されること。

　(9) 広場の全部又は一部を駐車場として利用すること（催物で使用する車両を除く。）。

　(10) 管理運営上，支障があると認められること。

（使用貸借契約の解除）

第５条　水戸市は，次の各号に掲げる場合は，使用者に対し何らの催告等を要せずに，本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 使用者が水戸市の許可なく本契約の使用目的とは異なる使用をした場合

(2) 本契約に，虚偽の内容があった場合

(3) 本契約の条項に違反した場合

(4) 前３号に掲げるもののほか，水戸市が必要があると認める場合

２　前項の規定による本契約の解除に係る責任は使用者に帰属するものとし，当該解除により使用者に損害が生じたとしても，使用者は水戸市に対して当該損害の賠償を請求することができない。また，当該解除により水戸市に損害が生じたときは，使用者はその損害を賠償しなければならない。

（原状回復義務）

第６条　使用者は，広場の使用を終えたときは，直ちに広場を原状に復して，水戸市に返還しなければならない。

２　使用者は，前項の返還後に，広場に残置物等があった場合の当該残置物等について水戸市が処分しても，異議を述べない。

３　第１項に規定する内容を使用者が怠ったことにより水戸市に損害が生じたときは，使用者はその損害を賠償しなければならない。

　（実績報告）

第７条　使用者は，広場の使用を終えたときは，速やかに南町自由広場実績報告書（様式第３号）を水戸市に提出しなければならない。

（使用に係る責任）

第８条　使用者による広場の使用に伴い生じた事故，損害等についての責任は，使用者に帰属すものとし，水戸市は何らの責任を負わないものとする。

（免責）

第９条　天災，地変その他の不可抗力により，使用者が被った損害については，水戸市は何らの責任を負わないものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条　使用者は，本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。

（秘密の保持）

第11条　使用者は，本契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約履行後も，また，同様とする。

（疑義の決定）

第12条　本契約に定めのない事項又は本契約について疑義を生じたときは，水戸市・使用者が協議の上，決定するものとする。

本契約の成立を証するため，本書２通を作成し，水戸市・使用者記名押印のうえ，各１通を保有する。

年　　　月　　　日　　水戸市　水戸市中央１丁目４番１号

水戸市長

使用者　住所

氏名